

よくあるご質問 Q & A

令和2年4月17日
更新 令和2年4月21日

Q. 協力金の対象となる事業者の範囲は？

A. 中小企業基本法に規定する中小企業及び個人事業主のほか、例えば休業要請の対象となっている文教施設、大学・学習塾等を運営する法人、個人事業主も、要請に応じて休業した場合は対象となります。

なお、休業要請の対象となっている、保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）、放課後児童クラブ、障がい児通所支援事業所については、必要な保育等は確保した上で、適切な感染防止対策の協力を併せて要請されていることから、対象外です。

Q. 今回の協力金の対象施設は、具体的にはどのような施設ですか？

A. 対象施設は別紙一覧の施設を予定しております。

Q. ショッピングモールに入居していますが、要請に応じて休業した場合は対象となりますか？

A. ショッピングモール等集合施設にテナントとして入居している休業等の対象施設であって、要請に応じて休業等に協力いただいた場合は対象となります。

Q. 施設を運営していないが、フリーランスとして休業要請施設となる店舗と業務委託契約しています。休業した場合は対象となりますか？

A. 休業等を要請されている施設を運営している事業者に対しての協力金であることから、施設を運営していない場合は対象になりません。

Q. 複数の施設を持つ事業者は、全施設を休業等する必要がありますか？

A. 要請の趣旨をご理解いただき、休業等の対象となる全施設の休業等にご協力をお願いします。なお、施設Aが休業対象、施設Bが休業対象外の業種である場合、休業するのは施設Aだけで構いません。

Q. 4月18日以前から自主的に休業していますが、引き続き5月6日まで休業した場合、協力金の対象になりますか？

A. 感染拡大防止のために休業等を行っていた場合は、対象になります。

Q. 一つの店舗に休業要請対象と要請対象外の事業が混在しています。どのような場合に、支給対象になりますか？

A. 例えば、宝石類（休業要請対象）と眼鏡（休業要請対象外）が混在している場合で、宝石類を明確に区分して休業する場合、支給対象になります。

Q. 飲食店は協力金の支給対象になりますか？

A. 飲食店・喫茶店などの食事提供施設については、夜間の営業自粛に向け、朝5時から夜20時までの営業時間に短縮していただくことを要請しております。

したがって、例えば、夜22時まで営業していたものを夜20時までに短縮する（酒類の提供は夜19時までとする）など、朝5時から夜20時までの枠内に営業時間を短縮する場合は対象となります。

また、終日休業する場合も対象となります。

なお、テイクアウトサービスを行っても対象になります。

Q. もともと、朝5時から夜20時の枠内の営業である飲食店は対象になりますか？

A. 対象にはなりません。営業時間短縮を要請する趣旨は、夜間の営業を控えていただくことにありますので、もともと朝5時から夜20時の範囲内で営業している飲食店は休業要請の対象外であり、協力金の支給対象外です。ただし、終日休業する場合は支給の対象になります（この場合、テイクアウトサービスを行っても対象になります）。

Q. ホテルは対象になりますか？

A. 宴会場など集会の用に供する部分を閉じた場合は対象になります。

Q. 店内における商品の販売は休業します。インターネットによるオンライン販売を行っても問題ありませんか？

A. 問題ありません。